

1. 件 名：日本原燃株式会社廃棄物埋設施設保安規定の変更認可申請に関する面談（8）

2. 日 時：令和2年3月26日（木）13時30分～14時30分

3. 場 所：原子力規制庁 10階南会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、長井安全審査官、大塚安全審査
専門職、古田安全審査専門職

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

木原主任監視指導官、百瀬管理官補佐

日本原燃株式会社

埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 副部長 他4名

5. 自動文字起こし結果：

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

- ・ 資料 1 廃棄物埋設施設における保安規定審査基準への適合性について
第二種埋設規則第20条第1項第14号放射性廃棄物の受入れ基準 廃棄
体の耐荷重強度に関すること
- ・ 資料 2 廃棄物埋設施設における保安規定審査基準への適合性について
第二種埋設規則第20条第1項第14号放射性廃棄物の受入れ基準 廃棄
物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による
衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量
- ・ 資料 3 廃棄体確認要領（案）（抜粋版）
- ・ 資料 4 廃棄物埋設施設保安規定補正案に対する審査会合コメントへの
回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の古田です。ただ今から日本原燃株式会社廃棄物埋設事業保安規定の変更認可申請に関する面談を始めます。
0:00:13	本日のヒアリングは3月24日に実施した前回の面談での我々の指摘事項を踏まえた説明資料をお持ちいただいております。まずは、資料の確認をお願いいたします。
0:00:30	日本原燃のハマナカです。本日お持ちじゃお持ちした資料は4種類になります。資料の右上に資料番号振ってますが、まずは資料1ということで、廃棄体の耐埋設体系永代荷重強度に関することの審査資料、
0:00:46	続いて資料2が廃棄体落下した場合の衝撃または衝撃による飛散または漏えいする放射性物質の量に関する説明資料、
0:00:56	で、
0:00:57	資料3、これ両面通学で両面刷りにしております。保安規定の下部要領にあたる廃棄体確認要領の今現状版ということです。
0:01:09	最後に資料4で
0:01:12	前回の審査会合でコメントいただいた部分での回答ということでの記載の修正した結果をもってしたものです。この用水になります。以上です。
0:01:25	規制庁の古田です。お手元に資料はございますか。
0:01:30	それでは引き続き資料の説明をお願いいたします。
0:01:37	日本原燃の内藤ですよろしく申し上げます。まず資料1のですね永代荷重強度に関することということで、24日のいただきましたコメントを踏まえて、若干、追記をしております。
0:01:52	今回説明用ということで、わかりやすく赤字下線引きで引かせていただいておりますので、そこを重点的に御説明したいと思います。めくっていただきまして、3ページ。
0:02:06	になりますが、
0:02:08	ここは1号は生きたいのですね。密封性のところがちょっと2号には書かれてたんですけども一応には書かれてないということで、ご指摘をいただきましたので、この点、いろいろと報告書を確認しまして、1号も同様にですね密封性
0:02:25	というのが確認されてたということで登用の2号と同様の記載をさせていただいております。
0:02:33	4ページに行きまして、
0:02:35	ここはですねグラフですね、4. 継続したグラフのところ2種類ございました。人為的に入ったところと、時的に廃棄物と接触審査せない場合と、

0:02:55	接触させた場合と二つありましてこれはすみません確認したところを読んでものの、
0:03:02	とらえ方で果汁部分にですね、廃棄物をあえて置いたりとか、あとはおかずにモルタル層にしたりとかそういうところで 2.2 種類の確認をしたというところをここに記載させていただいております。
0:03:20	めくっていただいて 5 ページになりますが、5 ポツの試験結果のところになりますが、こちら強度が低い。
0:03:30	廃棄物とそうでない廃棄物と訳のところなんですけども、もともと試験ではですね、当初強度が低いと想定していった塩ビホースですとかケーブルプラスチック変更もへん。
0:03:45	を収納した結果、内張り槽なしでも十分な強度があることが確認されたということで、ゴム閉以外は強度が高い廃棄物として結果をもって分類したという一方この辺に関しましては、
0:04:02	いろいろと
0:04:05	収納割合ですね、模擬して発生割合を模擬した方試験での収納量というのは少なくやっていたものではほぼほぼその
0:04:18	この辺に関しては固形化後の強度というのは期待できないということで、強度が低い廃棄物と分類してした結果、A系がございます。
0:04:32	強度が低い廃棄物についてうち看護層
0:04:35	すみません内張りそうまたは内管を設けたように検知するということを決めたものです。また書きで書いておりますけども、内張りOKですね。
0:04:47	ドラム缶の違いに設けて試験を行った結果というのもございまして、約 18 トン荷重に耐えられるというところも結果で確認をしております。
0:05:01	一応ご指摘の部分がこの 3 点をここに反映させていただいてます。以上です。
0:05:11	規制庁の古田です。それでは資料 1 ににつきまして質問コメント等ありましたらお願いいたします。
0:05:27	規制庁のカナオカです。資料の 5 ページにパリで今回追記していただいたところですけども、結局のところ、前回までの御趣旨の説明ではこの塩ビホース、ケーブルプラスチック変更も辺すべて強度の低いものってということだったんだけど、今回、
0:05:45	これ内容が変わっていったMホールケーブルフラッシュクレーンについては強度が高いものとして分類をすると、そういうことになるんでしょうか。
0:05:55	日本原燃の内藤です。はい。当時の試験でそのように、知見を示されたというところですよ。
0:06:08	規制庁のカナオカです。そうしますと。これそうすると上の
0:06:14	結果っていうのはっていうか、内張り強度が低い状態での

0:06:19	健全性を示すというものではなくて、逆に一番下に書いてある内張り大き来週そ 30mm。
0:06:29	が貼り付けてある試験で 18 トンに耐えると、
0:06:32	いうふうな試験が結局内張りで強度があるっていうふうな試験結果だと思われるんですけども、これについては、グラフとかするのつけられないということでよろしいんですかね。
0:06:50	あと、
0:07:03	日本原燃の内藤です。えっとですねまあ内張りを起因のちょっと黒に関してはちょっとはい。
0:07:13	今回つけてはいないんですけども。はい。
0:07:17	規制庁の金子さんをつけたほうがいいんじゃないかとかそれそちらのほうがどちらかというとその強度が低い廃棄体のそれでも大丈夫だという根拠費用になると思うんで 1 回ちょっとつけることを検討していただけないでしょうか。
0:07:30	それとこれ引用的にはこれも電協研のデータとしてこういうものがあるということなんでしょうか。
0:07:40	日本原燃のマルでございます。このデータにつきましては、後ろの一番最後のほうに参考文献ということで、二つ目のポツの
0:07:52	節技術についてということでの原価センターさんが行っている試験結果についての結果でございますグラフについてですけどもこの
0:08:01	現行設備の技術報告書においても、グラフ等はなくてこういう試験結果 A 棟がちょっと載ってるような状況でございまして、ちょっとこの図面等というものをちょっと構造材ません。
0:08:16	規制庁のカナオカですと承知いたしました。そうするとその条件とかですね。
0:08:22	ドラム缶の例えば肉厚だとかそういうところの、正確に今回その実際に使用する廃棄等に合致しているかどうかちゅう確認はできているっていうことでよろしいんですかね。
0:08:37	日本原燃の内藤です。はい。そちらは確認しております。
0:08:43	市長のカナオカ積、
0:08:46	全%すみません添付引用見てないんでわからないんですけども、しっかり確認をさせていただきます。ありがとうございました。
0:09:52	規制庁の大塚でございます。5 ページのところをせえ等での内張り相当その強度の低いものとの関係の前回私のほうから質問させていただいたところかと思うんですけども、やってることは大分わかったんですが、
0:10:09	ゴムについては、その発生割合思い作法試験の収納量は少なくてことなんですけども、実際のその廃棄体の運用として、

0:10:19	内張りうち過誤を設置する
0:10:23	廃棄体については、それはゴム編だけを入れるのか、それとも、この影響が強いものだったというこの塩ビフォースとかケーブルとかそういったものもまぜて入れるのかとそこの運用ってどうなっていましたでしょうか。
0:10:37	。
0:10:46	日本原燃の内藤です。ゴム平面が入ればもう内張り置換をしになるので他のものが入っていても、
0:10:58	内張り地下部にあります。
0:11:03	あと規制庁の大塚でございます。お砂糖理解いたしましてごにその弱いものが入っていればその割合によらず決マル地区をつけるという運用をしているということなんです。
0:11:17	その辺のところっていうのは下部要領には、
0:11:22	明示的に、
0:11:24	書いてありますでしょうかというのも実際にその検査のときに、
0:11:29	その確認を行うときに
0:11:31	1株がついてる場合についてナガイ田あると思うんですけども、その分類分けを正しくできるかという観点でそこは書き分けられてるかどうかということなんです。
0:11:42	日本原燃の内藤です。
0:11:45	標準的製作方法の中では当然そこ書き分けられておりまして、
0:11:54	明確になっていますので、
0:11:58	使用料、
0:12:01	その中で、
0:12:06	うん。
0:12:51	日本原燃の内藤です。
0:12:56	一部に恥のページで言う91ページとか92ページが2号廃棄体の固型化の方法のよう聞いたというところで、
0:13:11	今ここの補足の中でですね。
0:13:17	一応書いてあるんですけどそこまで、ここでは明確には書いてません。
0:13:24	そうですね、実際は電力さんの
0:13:28	手順ということで標準的製作方法の通り、作成されて製作されているかという。
0:13:39	点で確認を
0:13:41	する。
0:13:43	しております。

0:13:54	94 ページのほうもですね。
0:13:59	違うか。
0:14:04	今、
0:14:07	以上です。
0:14:10	あと規制庁の大塚でございます。
0:14:12	今の点に関してなんですけれども、当廃棄物受け入れ基準そのもの
0:14:18	第 6 号のとう経過方法のところ、2 号廃棄体のほうなんですけれども、
0:14:23	廃棄物自身の強度が低い廃棄体は廃棄物容器等の隙間を 30mm 以上確保していることっていう書き方になっているんですけれども、
0:14:31	この書き方ですと、今の御説明ですと
0:14:36	今その強度の低いものだけを集めているような廃棄体のことのように見受けられるので、今の御説明ですと、
0:14:46	廃棄物処理の強度が低い廃棄物を含む廃棄体というのが正しい表現
0:14:52	だと理解したんですけども、もしそうであるならば、おそらくその確認のときにミスだっっちゃうミスジャッジをしないという意味では少し明確に書いていただいたのかといったほうがいいのではないかと思います。
0:16:28	日本原燃の内藤です。資料 3 のですね、103 ページのところで、ちょっと少し
0:16:40	今後、
0:16:46	固形化の方法の
0:16:48	えーとですねちゅ保安規定の記載の部分になるんですが、また書きのところで公務返答という格好共同前例が不明な固体状廃棄物を含めを収納する廃棄体は廃棄物と容器との間を
0:17:05	感覚を 30mm 以上確保してあること、これ。
0:17:08	そのために収納しております。
0:17:23	規制庁の大塚でございますありがとうございます。ちょっと私さっき質問する前に古い資料を見て、質問してございまして失礼いたしました。で、今のゴム返答括弧強度分類が不明な固体状廃棄物を含む括弧閉じてなってるんですけれども、この場合
0:17:40	ちょっと異常な見方をすると、じゃあその内張り近くを設置しないものについては、京都分類が不明な固体状廃棄物を含んでいないことを証明しなきゃいけないと思われまますので、
0:17:52	多分
0:17:54	検査を適切に行うという観点からは少しここは機工はつきりとじゃ違うできる形に表現を直すほうがいいのではないかと思います。ちょっとそこでしょうモモセさん。

0:19:32	はい。
0:19:35	日本原燃の内藤です。今のご質問ですけど、コメントに対してですけども、強度の高い分類のA廃棄物に関しては一応はっきり規定をしておりますので、
0:19:52	それ以外ということにとらえていただければと思います。
0:20:46	規制庁モモセです。前回聞いたほうが良いような念のための話なんですけど、変わら済みで実際に排気物をドラム缶を重ねる時の
0:20:59	接点は無アート線というか、線上になるんでしょうか天井になるのでしょうか。この試験はそれを模擬完全にできてるんでしょうか。
0:21:54	日本原燃のマルでございます。ちょっと図面が平面とか一方的にしか見えてませんけれども、これ実際の定置を模擬して実際ドラム缶等を勝井1号ずらしてずらして課長かけております。
0:22:08	に従いましての実際の低地の条件を模擬したような状況での試験となっております。
0:22:27	はい。
0:22:32	なお、
0:22:37	規制庁もう生成今の部分趣旨が明確になるように資料で図面と足していただければと思います。
0:22:43	日本原燃の内藤です。承知いたしました。
0:22:53	すいません規制庁のカナオカですと先ほど伺いしてたこともちょっと申し上げ内張りがある。その試験体での
0:23:01	確認結果ですね、条件とかがもし条件とかそう書いていただいたほうが明確になると思いますんで。
0:23:09	試験条件であるところなんかちょっと視点を持ってるかもしれ結果も何かグラフ表というのが出ているかもしれないと思いますんでもっかい確認お願いできますでしょうか。
0:23:22	日本原燃の内藤です。
0:23:24	この部分にもう少し試験条件っていうのを追加する形で、はい。
0:23:32	承知いたしました。
0:23:44	規制庁フルタです。資料1についてその他ございますか。
0:23:52	それでは続きまして資料2の説明をお願いいたします。
0:23:58	日本原燃のハマナカです。資料の2について御説明いたします。資料は先ほどの資料1と同様、前回のコメントを踏まえて修正を加えた部分を赤字にしております。
0:24:13	資料のページで言うと6ページ目を御確認ください。

0:24:21	はい、ここで試験の結果について少し補足しておりますこの後の考察にも繋がるのでこの分を足したということになりますが、この試験でまず露出物が散乱しないように模擬廃棄体ビニールシートで巻いているということでしたので、
0:24:38	loss物はほぼ全量回収できていると考えられます。飛び地ってしまったものはカウントしないのかという御質問に対してはこれでお答えできるかと思っています。
0:24:47	落下後の模擬廃棄体の開口部は、落ちた衝撃で変形によって生じた蓋と本体の隙間バンド参ってますんでそのバンドの部分にも隙間があったということのほか、一番重いA型の溶融廃棄体の
0:25:03	媒体のこのケースですとドラム缶胴体部にも亀裂が入ったと長さが大体 20cm 以下のもので、あと開口幅は 5mm程度だったということです。漏出物の粒径はそれ以下なので最大でも 3mm程度で空中に浮遊しないサイズのものも含めて重量測定しているので、
0:25:22	実際に飛散した場合は場合に浮遊して人に吸い込まれるようなものはこれよりも、この重量よりももっと少ないものというふうなことになるかと考えております。
0:25:34	このことを踏まえて、
0:25:39	次の 7 ページ目で 1 号廃棄体に試験結果から考察を加えた部分もつけ足していますが、また以降のところでも 1 号廃棄体についてはということで、セメント固化体については、固型化材料と容器は充填固化体と共通のもので、
0:25:56	落下時の衝撃によって充填固化体と同様な形態で破損して内容物が漏出する可能性はあると考えております。ただしイチゴ廃棄体取り扱うときには最大吊上げ高さ 7mなので、その高さから落下した場合の衝撃荷重というの 8m の場合のこの充填固化体の試験よりは小さいと。
0:26:15	いうふうになるので漏出率が定性的ですけれども、充填固化体と同等以下になると考えられますと、ただ一方で固型化の方法は違うので、内容物が破碎した際の粒径分布は充填固化体とは異なる可能性はあると考えています。
0:26:30	粒径が小さいは破片が増えたとしても、先ほど結果でつけ足したように、容器の開口面積が十分小さいので、漏出量が大きく増加することは考えにくいという、思っております。
0:26:43	なお今セメント固化体の話ですけれども、固型化材料の異なるドラム缶の排気対応とした海外の文献がありましてそれをそれによると、プラスチック固化体やアスファルト固化体の飛散率はセメント固化体よりも小さい結果となっているということで、セメントがこの充填固化体と同等の結果が出るのであれば、
0:27:02	プラスチックやアスファルトもそれ以下になるだろうというふうに考えられると。これ前回の面談のときに、お答えした内容ですけれども文書にしてこんな形に

	入れ込みましたということです。海外の文献というのをちょっと説明上書いたのでその文献の
0:27:20	タイトルも参考文献の欄に追加いたしました。
0:27:28	以上です。
0:27:33	規制庁フルタです。それでは資料 2 について質問等ありましたらお願いいたします。
0:28:56	規制庁の大塚でございます。7 ページのアポ赤字で修正していただく所前回の私のコメントの対応だと思うんですけども、当赤で書いていただいた三つのポチ下二つは前回の御説明からはされていると思います。
0:29:11	で、一般法で赤で書かれた最初のポツのところが
0:29:18	ちょっと理屈がよくわからないんですが、前回ももしかしたら申し上げたかもしれないんですけども 1 号排気に関しては衝撃荷重が 2 号よりも小さいので、飛散率をそれ以下になるっていう、全部そういう御説明だったと思うんですけども、
0:29:35	一方で 6 ページの表を見ますと、軽い廃棄体が一番漏れてるということで、衝撃箇所によらずに、小委課長、このデータだけ見ると消費者庁によらないというふうに見えてしまうんですね。
0:29:50	例えば上から 2 行目の経営
0:29:57	104mm漏れてるやつ等、
0:30:00	四つ目の 249 に漏れたやつと一番その 80 並びに漏れてるやつここの漏出率の差がばらつきの範囲ですということであれば、まあまあそうなのかなという気もするんですけども、前回これは消費者庁によらずに、よりよりませんでしたということだったので、
0:30:19	消費者注が低いから、一応、一応廃棄体は消費者庁が低いから、
0:30:26	大丈夫なんです。
0:30:28	っていうご説明だとちょっとそこは矛盾しませんかという、
0:30:33	疑問であります。いずれにせよ非常に低いところなので、あれなのかもしれないんですけども、ちょっと前回の御説明と書いていることが効果少し違う違うのかなと思ひまして、ちょっと整合のある御説明をいただければなと思っております。
0:30:56	日本原燃のハマナカです。前回ご指摘のあった話でそう重要によらず、当漏水率行政漏出率、率がばらついているということだったので、ここの最初のポツのところについては、重量のことは入れて、
0:31:16	いないです。逆に言うちょっと書き足りなかったのかもしれないですけども、

0:31:21	もし同じ重量のものをとしたら、2号及び充填固化体よりも11号のほうが低いとか落としているので、衝撃は小さいという趣旨でここは書いてますんで、重量によって
0:31:37	なんて言うんですかね。違うというよりはまず高さが違いますだからAと同じ重さのものを当社としても、2号よりは1号のほうが衝撃が小さいですと、
0:31:48	一方、その次のポツではあと違うのは固化化の方法なので、固化化の方法が違って
0:31:56	小さい破片とかが出たとしても開口部が小さいのでそれほど多くは出ないですとかと考えているということを説明しているんで、基本的に重量にはよらないということ
0:32:10	価格どちらかというのは重量に関することは入れないでここを記載することで、重量によって変わる衝撃が小さいからでないとかそういうことにはしていないという趣旨で今回はちょっと変えたんですけども、
0:32:27	規制庁も書いてございます。ポストですねえとちょっと今の趣旨が反映されてないと思ってますよというのも重量によらないってことなんですけどただ衝撃箇所に衝撃荷重が来ますって書いてありますよね。
0:32:40	そうしますと、例えば6ページの表見ますと、一番下の870キロのやつとその上の約400吸熱重量が2倍違いますと、
0:32:52	高さ同じであれば、位置エネルギーは下のほうが倍になってAMG率などで倍になるはずで、
0:33:01	一番下のほうが位置エネルギーが等倍大きい農地消費が倍にもかかわらず、その上の+400kmの方がいっぱい漏れてるということなので、これらの衝撃箇所によらないっていうのが、
0:33:14	ここのデータがそう言っているというふうに読めたので、
0:33:19	見えたのでその次のページで消費荷重がどうこうって書いてあると。
0:33:24	もう入っていることがちょっと合っていないなと思ったという次第でございますんで、今の御説明いただいたこと等、
0:33:32	だとするとそう考えなんだとすると、多分それが小委荷重に基づいて書きちゃってると、そうならないので、あそこは丁寧に書いていただくか、何かなんかするかせいいただければと思っております。
0:33:46	日本原燃のハマナカです。ご指摘の通りちょっと衝撃荷重に拘っこだわったわけではないんですが残してしまったことでちょっとこちらの書きたかった等が少し伝わりにくくなってしまったのかなと確かに衝撃荷重によらず、漏出率というのは、
0:34:06	ばらついているので、このただし以降は削って参る1号も同じ共通の固型化材料要求を使っているんで同様に破損する可能性はある。

0:34:21	ただ、2基、共通なのでそこは同等と同等と同等の漏出率になると考えると、ただ固形化の違いの観点で見ても、そんなに多く出ることはないというような
0:34:38	説明ロジックに説明ロジックでそういう評価等文章の繋がりにしたいというふうに考えています。
0:35:51	規制庁布田です。それでは続きまして資料3の説明をお願いいたしますが、交流は固形化の方法が下部要領に書いてあることをお持ちしていただいたということですね。
0:36:04	ただ、
0:36:05	そうですねページの確認だけで構いませんので、ちょっと説明をお願いします。
0:36:15	日本原燃のナイトウですと、資料3についてですけれども、24日の段階ですみません、ちょっとさらにこれから抜粋した形でお持ちしておりましたので、いろいろ固形化のところとかですね紐づき
0:36:31	されている部分を含めて、一応確認公務確認方法の部分はすべて、今現状の
0:36:41	記載のものですべてをそろえた形で持ってきております。
0:36:47	例えば、
0:36:49	資料1とか2とかで御説明しているのはちょっと審査資料の内容もちょっと今後またきちんとこちらにも反映してですね、またしっかり作り込むことにはなるんですけども、今現状ということでご了承いただければと思っております。
0:37:07	それですね。
0:37:12	すみませんあともう一つちょっと補足させていただければ、先日
0:37:17	今まで確認事項が
0:37:20	今までの確認事項と違うところがあるかというところではございませんということをお申し上げておりましたので、例えば実線の新しくなっている部分ですとかちょっと情報として更新されている部分は当然ここに新しく盛り込まれている部分はございます。
0:37:49	そうか。
0:37:58	以上です。
0:38:02	規制庁フルタです。それでは資料3につきまして確認したいことがありましたらお願いします。
0:38:54	規制庁フルタです。それでは最後に資料4の説明をお願いします。
0:39:04	日本原燃のハマナカです。資料4について御説明いたします。先日行われた審査会合において廃棄物受け入れ基準日程の変更案方向説明したところを記載を修正するようにという趣旨のコメントいただきましたコメントは以下に書いてある通りで、

0:39:22	固形化の方法に記載されている廃棄物の強度が弱い廃棄体というのは内容が不明確なので具体的に記載して適正化していただきたいという趣旨で受けたいいただいたと認識しております。それに合わせてそれに踏まえて直したものを添付資料でつけておりました、
0:39:40	添付資料 1 を一部の廃棄体のものですのでここは特に大きな変更ありませんで、添付資料 2 がコメントに該当する部分で黄色くハッチングしている箇所になります。ここがもともと大きい廃棄物の強度が弱いというような趣旨の内容だったんですがそれを具体的に
0:39:59	ご返答を以て強度分離が不明な固体状廃棄物も含むとでこれを収納する廃棄体は内張りをするという事で何か該当するものを明確化して記載をしました。
0:40:14	以上です。
0:40:18	規制庁フルタです。それでは資料 4 の資料 4 について確認したいことがあればお願いします。
0:40:31	私から単なる言葉じりの確認なんですけれども、修正していただいた内容はご返答括弧ぶらぶら
0:40:40	括弧閉じとありまして、このご返答の等がその強度分類が不明な答え状廃棄物、
0:40:48	ということでしょうかそれともゴム変位以外に何かあって、さらにこの括弧内の廃棄物を含むという、どちらで右になりますか。
0:41:01	日本原燃の内藤です。今おっしゃったところの后者になりますけども、今後へんと。
0:41:10	不明なものになります。
0:41:17	規制庁フルタです。そうなりますと、そうじゃなくて出てゴムへんまたは不明な廃棄物と書けばいいのかなと思ひまして単に等と書くと法務編とそれ以外に何か含まれるのかという、単なる質問がわいたので、
0:41:34	わかりやすいし、表現であれば、それはそれで結構だと思います。以上です。
0:49:56	規制庁フルタです。そのほか何かございますか。
0:50:01	よろしいですか。それでは本日上がったし、指摘についてちょっと取りまとめをお願いします。
0:50:10	日本原燃のハマナカです。本日いただいた御指摘は資料 1 については、当ドラム缶の試験のときの荷重のかかり方が選果 17 日、荷重なのかという観点で、実態通りの荷重のかけ方になっているか、ことがわかるように、図面等を足すと、
0:50:27	ということと、あと内張り試験内張りをしただけをした容器の試験の条件が今の我々の受け入れる廃棄体と同様であるということの

0:50:39	条件を価格改定それを補足するということを修正加えますと、あと資料 2 につきましては、衝撃荷重によって一応廃棄体が日本に含まれるような記載になってるんですが、その衝撃荷重にはよらないというのが趣旨ですので、衝撃荷重に関する表現
0:50:57	説明は削って基本的に 1 号と 2 号の充填固化体と同じ材料や容器を使っているので同様の破損が起こるけれども、飛び散る量はそれほど大きくはないという流れの説明に修正いたします。
0:51:16	以上です。
0:51:21	規制庁フルタです。
0:51:23	今までに今の指摘事項に関して何か追加等がありましたらお願いします。
0:51:31	よろしいですか。
0:54:19	規制庁フルタです。それでは本日の面談を終了したいと思います但其のほか何かございますか。
0:54:26	よろしいですか。
0:54:28	それでは面談を終了したいと思います。ありがとうございました。